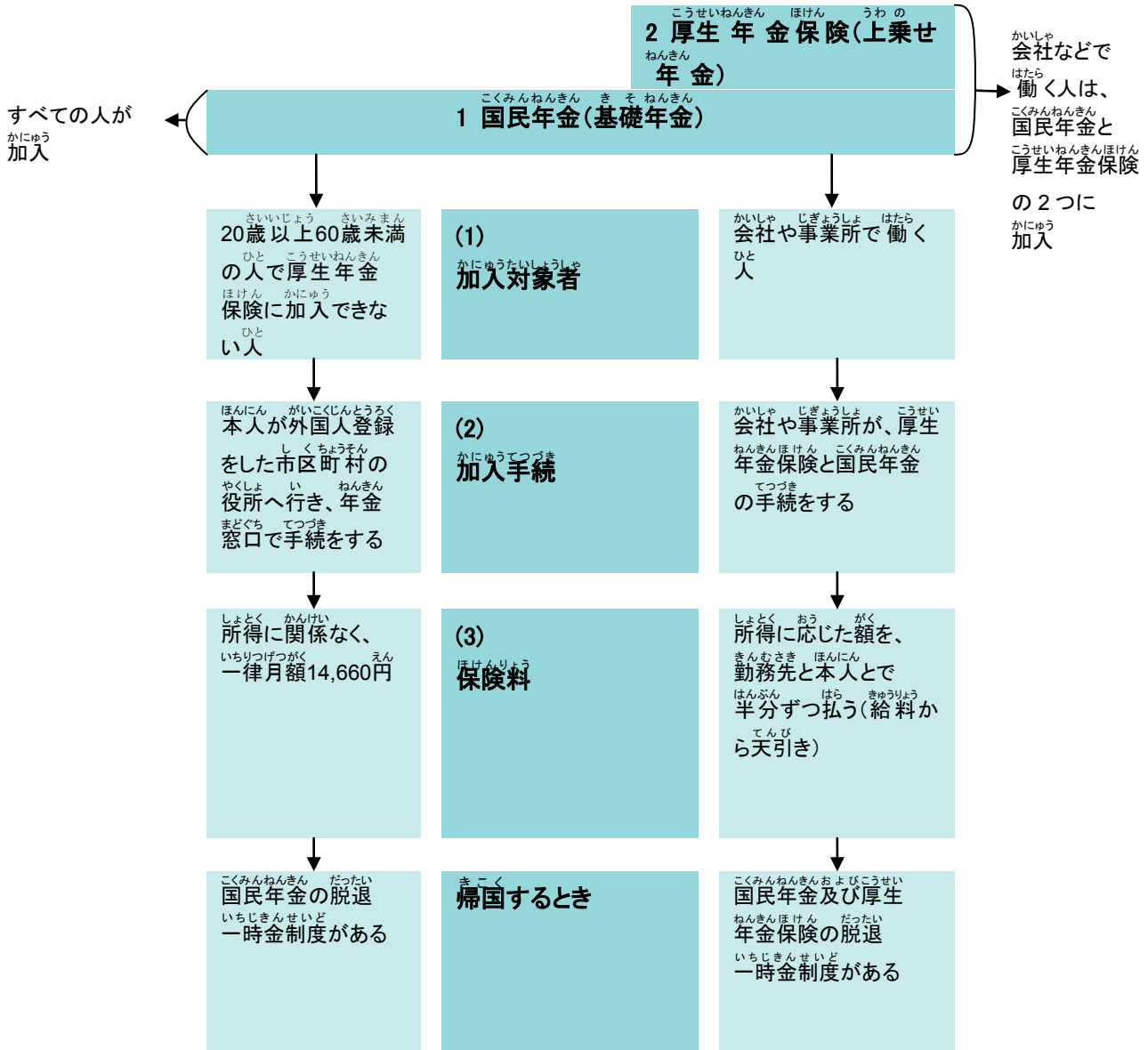




にほん こうてきねんきんせいど  
**日本の公的年金制度**





こうてきねんきん ろうれい しょうがい いぞく ねんきん しきゅう う しゃかいほけんせいど ろうご しょう  
公的年金は、老齢、障害、遺族になったときに年金の支給を受けるための社会保険制度で、老後や障  
がい しぼう まんいち ばあい ほしょう う  
害、死亡といった万ーの場合に、保障が受けられます。

こうてきねんきん こうてきねんきんせいど きそ かにゆうしゃ きょうつう ろうれい しょうがい いぞくき そねんきん しきゅう  
公的年金には、公的年金制度の基礎として加入者に共通の「老齢・障害・遺族基礎年金」を支給す  
こくみんねんきん かいしゃいん かにゆう こくみんねんきん きそねんきん うわの ほうしゅうひれい ねんきん しきゅう  
る国民年金と、会社員などが加入し、国民年金の基礎年金に上乘せして「報酬比例の年金」を支給  
こうせいねんきんほけん  
する厚生年金保険があります。

## 1 こくみんねんきん 国民年金

### こくみんねんきん かにゆう 1-1 国民年金への加入

#### かにゆうねんれい (1) 加入年齢など

にほんこくない きよじゆう さいいじょう さいみまん かた がいこくじん かた ふく こくみんねんきん かにゆう  
日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含め、国民年金に加入することにな  
きんむさき こうせいねんきんほけん かにゆう ばあい どうじ こくみんねんきん かにゆう  
っていますが、勤務先で厚生年金保険に加入している場合は、同時に国民年金に加入することになりま  
かにゆうてつづき こうせいねんきんほけん かにゆう じどうてき おこな じぶんじしん ちよくせつてつづき  
す。加入手続は、厚生年金保険に加入したときに自動的に 行われるため、自分自身で直接手続を  
おこな ひつよう  
行 する必要はありません。

#### かにゆうてつづき (2) 加入手続

こくみんねんきん かにゆう いんかん ほんにん とどけでしよ みずか しよめい ばあい ふよう じさん しくちょうそん  
国民年金に加入するには、印鑑(本人が届出書に自ら署名する場合は不要)を持参し、市区町村  
やくしよ ねんきんまどぐち とど で  
の役所の年金窓口へ届け出をします。

#### ほけんりよう しはら (3) 保険料の支払い

しよとく かんけい いちりつ げつがく えん へいせい ねんど しゃかいほけんちよう ねんぶん のうふしよ まいとし  
所得に関係なく一律に月額14,660円(平成21年度)です。社会保険庁から1年分の納付書が毎年4  
がつ とど のうふしよ も ゆうびんきょく ぎんこう まどぐち おさ こうざふりかえ  
月に届きます。この納付書を持って郵便局や銀行の窓口、コンビニエンスストアなどで納めるか、口座振替  
のうふ  
でも納付できます。

しよとく しゆうにゆう すく ほけんりよう のうふ こんなん しんせい ほけんりよう ぜんがく  
所得(収入)が少ないなど、保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一  
ぶ めんじよ ばあい がくせい ほけんりよう しはら ゆうよ がくせいのうふとくれいせいど り  
部が免除される場合があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を利  
よう いちぶかくしゅがっこう たいしよく めんじよとう ほうていめんじよ のぞ げんそく まいとしてつづき おこな  
用できますが、一部各種学校は対象となりません。免除等(法定免除を除く)は、原則、毎年手続を行



ひつよう しょうさい ねんきんたんとうまどぐち かくにん  
 う必要があります。詳細は年金担当窓口までご確認ください。

めんじょとう しょうとく しゅうにゆう め やす  
**● 免除等になる所得(収入)の目安**

めんじょとう しゅるい 免除等の種類	しょうとく しゅうにゆう め やす 所得(収入)の目安			いちぶのうふがく 一部納付額  げつ がく (月 額)	ねんきんがく けいさん 年金額の計算
	たんしん せたい 単身世帯	ふたり せたい ※2人世帯	にん せたい ※4人世帯		
ぜんがくめんじょ 全額免除				—	ぶんの 1 2分の1
じやくねんしゃのうふゆうま 若年者納付猶予	57(122)万円	92(157)万円	162(257)万円	—	—
ぶん めんじょ 4分の3免除	93(158)万円	142(229)万円	230(354)万円	3,670円	ぶんの 5 8分の5
はんがくめんじょ 半額免除				7,330円	ぶんの 6 8分の6
がくせいのうふとくれい 学生納付特例	141(227)万円	195(304)万円	282(420)万円	—	—
ぶん めんじょ 4分の1免除	189(296)万円	247(376)万円	335(486)万円	11,000円	ぶんの 7 8分の7

ふたり せたい ふうふ にん せたい ふうふ こ ふたり さい み まん め やす  
 ※2人世帯は夫婦のみ、4人世帯は夫婦・子2人(16歳未満)での目安です。



## こくみんねんきん 1 国民年金

### きゆうふ しゅるい 1-2 給付の種類

#### ろうれいき そねんきん (1) 老齢基礎年金

ほけんりょう おさ きかん めんじょ きかん ねんいじょう さい ろうれいき そねんきん  
保険料を納めた期間や免除された期間などをあわせて 25 年以上あるときは、65 歳から老齢基礎年金  
う  
が受けられます。

#### しょうがいき そねんきん (2) 障害基礎年金

こくみんねんきん かにゆうちゆう しょうがい かた さいまえ しょうがい しょうがいしゃ しきゆう ねんきん  
国民年金加入中に障害になった方や 20 歳前の障害で障害者になったときに支給される年金で  
しょうがいふくし ねんきん う かた さいまえ しょうがい しょとく しきゆうせいげん  
す。障害福祉年金を受けていた方、20 歳前の障害については所得などによる支給制限があります。

#### いぞくき そねんきん (3) 遺族基礎年金

こくみんねんきん かにゆうちゆう しぼう ろうれいき そねんきん う しかくきかん げんそく ねんかん み ひと  
国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として 25 年間)を満たした人  
しぼう ひと せいけい いじ さいみまん こ つま こ さいとうたつねんど  
が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた 18 歳未満の子のある妻、または子(18 歳到達年度  
まつじつ しょうがい こ さい たつ しきゆう しぼう もの  
の末日まで。または、障害のある子が 20 歳に達するまで)に支給されます。ただし、死亡した者について、  
ほけんりょうのうふずみきかん かにゆうきかん ぶん いじょう じょうけん  
保険料納付済期間が加入期間の 3 分の 2 以上あることが条件となります。



こくみんねんきん  
**1 国民年金**

だつたいいちじきん きこく  
**(4) 脱退一時金(帰国するとき)**

こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん だつたいいちじきん しきゆうせいど がいこくじん にほん  
国民年金および厚生年金保険には、「脱退一時金」の支給制度があります。これは、外国人が日本  
たいざいちゆう ねんきん かにゆう ほけんりよう げつじょうおさ ばあい にほん しゅつこくご ねんいない しょてい てつづき  
滞在中に年金に加入し、保険料を6ヵ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に所定の手続  
したが せいきゆう だつたいいちじきん しきゆう せいど くわ しくちょうそん やくしょ ねんきん  
に従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、市区町村の役所の年金  
たんとうまどぐち かくにん  
担当窓口でご確認ください。

こくみんねんきん だつたいいちじきん せいきゆう  
**●国民年金の脱退一時金の請求について**

せいきゆう じょうけん 請求の条件	ていしゅつしよるい 提出書類	てんぶしよるい 添付書類
こくみんねんきん げつじょうおさ 国民年金を6ヵ月以上納 めた人で、日本出国後、2 年以内に請求のこと	だつたいいちじきんさいていせい 脱退一時金裁定請 求書(国民年金/ 厚生年金保険)	うつ さいご にほん しゅつこく ねんがっぴ しめい せい 1 パスポートの写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生 ねんがっぴ こくせき しょめい ざいりゆうしかく かくにん 年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ) ふりこみさき ぎんこうめい してんめい してん しょざいち こうざばんごう 2 振込先の「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」 およ せいきゆうしやほんにん こうざめいぎ かくにん しょ 及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書 るい ぎんこう はっこう しょうめいしよとう ぎんこう こうざしょうめい 類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明 いん らん ぎんこう しょうめい う 印」の欄に銀行の証明を受けたもの) ねんきん てちょう 3 年金手帳

こくみんねんきん だつたいいちじきん がく へいせい ねんど  
**●国民年金の脱退一時金の額(平成21年度)**

ほけんりようのうふずきかん 保険料納付済期間	いちじきん がく 一時金の額
づきいじょう づきみまん 6 月以上12月未満	えん 43,980 円
づきいじょう づきみまん 12 月以上18月未満	えん 87,960 円
づきいじょう づきみまん 18 月以上24月未満	えん 131,940 円
づきいじょう づきみまん 24 月以上30月未満	えん 175,920 円

# 多言語生活情報



ねんきん  
**G 年金**

ねんきん  
▶ **G 年金 のトップへ**

づき いじょう づき みまん 30 月以上 36月未満	えん 219,900 円
づき いじょう 36 月以上	えん 263,880 円

めんじょ きかん めんじょしゅべつ おう きかん けいざん こと  
\* 免除期間についてはそれぞれの免除種別に応じて期間の計算が異なります。

ぶん めんじょ ぶん づき  
4分の3免除→4分の1月

はんがくめんじょ ぶん づき  
半額免除→2分の1月

ぶん めんじょ ぶん づき  
4分の1免除→4分の3月

しゅってん しゃかいほけんちょう  
出典:社会保険庁





## 2 厚生年金保険

こうせいねんきん ほけん

こうせいねんきん ほけん かいしゃいん かにゆう こくみんねんきん きそねんきん うわの ほうしゅうひれい ねんきん し  
厚生年金保険は、会社員などが加入し、国民年金の基礎年金に上乗せして「報酬比例の年金」を支  
きゆう せいど  
給する制度です。

こうせいねんきん ほけん かにゆう

### 2-1 厚生年金保険への加入

かにゆうたいしょうしゃ

#### (1) 加入対象者

けんこうほけん どうよう にんいじょう じゅうぎょういん かか かいしゃ じょうじ こよう かぎ がいこくじん かた こうせい  
健康保険と同様に、5人以上の従業員を抱える会社に常時雇用される限り、外国人の方にも厚生  
ねんきん ほけん てきよう かにゆう じゅうぎょういん ばあい かいしゃ  
年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。また、パート従業員である場合も、その会社で  
はたら つうじょう しゃいん きんむじかん きんむにつう ぶん いじょう ばあい かにゆう ぎむづ  
働く通常の社員の勤務時間および勤務日数のおおむね4分の3以上である場合には、加入が義務付  
けられています。

かにゆうてつづき

#### (2) 加入手続

かにゆうてつづき きんむ かいしゃ おこな きんむさき しゃかいほけんじむしょ と あ  
加入手続は、勤務している会社で行います。勤務先または社会保険事務所に問い合わせましょう。

ほけんりょう しはら

#### (3) 保険料の支払い

ほけんりょう きんむさき ろうどうしゃ ふたん がく ろうどうしゃ げつきゆう がく  
保険料は、勤務先と労働者として50%ずつ負担しますが、その額は労働者の月給やボーナスの額によっ  
こと ほけんりょう しはら きんむさき つう おこな くわ きんむさき しゃかいほけんじむしょ  
て異なります。また、保険料の支払いは勤務先を通じて行います。詳しくは勤務先または社会保険事務所  
と あ  
へ問い合わせてください。



## 2 厚生年金保険

### きゆうふ しゅるい 2-2 給付の種類

#### ろうれいこうせいねんきん (1) 老齢厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた こくみんねんきん ろうれいき そねんきん う しかくきかん み ほ  
厚生年金保険に加入していた方が、国民年金の老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしたとき(保  
けんりょう おさ きかん めんじょ きかん ねんいじょう さい ろうれいき そねんきん  
険料を納めた期間や免除された期間などをあわせて 25年以上あるとき)は、65歳から老齢基礎年金に  
うわの ろうれいこうせいねんきん う  
上乗せして老齢厚生年金が受けられます。

#### しょうがいこうせいねんきん (2) 障害厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆうちゆう しょうがい こくみんねんきん しょうがいき そねんきん う しょうがいき そねんきん  
厚生年金保険に加入中の障害で国民年金の障害基礎年金が受けられるとき、障害基礎年金  
うわの しょうがいこうせいねんきん う  
に上乗せして障害厚生年金が受けられます。

#### いぞくこうせいねんきん (3) 遺族厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた しぼう ばあい いったい じょうけん み ばあい いぞく  
厚生年金保険に加入していた方が死亡した場合であって、一定の条件を満たす場合には、その遺族  
たい こくみんねんきん いぞくき そねんきん うわの いぞくこうせいねんきん しきゆう  
に対し、国民年金の遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。



こうせいねんきん ほけん  
2 厚生年金保険

だつたいいちじきん きこく

(4) 脱退一時金(帰国するとき)

こうせいねんきん ほけん こくみんねんきん だつたいいちじきん しきゆうせいど がいこくじん にほん  
厚生年金保険および国民年金には、「脱退一時金」の支給制度があります。これは、外国人が日本  
たいざいちゆう ねんきん かにゆう ほけんりょう げついじょうおさ ばあい にほん しゅつこくご ねんいない しょうてい てつづき  
滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に所定の手続  
したが せいきゆう だつたいいちじきん しきゆう せいど くわ もよ しゃかいほけんじむしょ  
に従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、最寄りの社会保険事務所の  
ねんきんたんとうまどぐち かくにん  
年金担当窓口でご確認ください。

こうせいねんきん だつたいいちじきん せいきゆう

●厚生年金の脱退一時金の請求について

せいきゆう じょうけん 請求の条件	ていしゅつしよるい 提出書類	てんぶしよるい 添付書類
こうせいねんきん げついじょうおさ 厚生年金を6カ月以上納めた ひと にほんしゅつこくご ねんいない 人で、日本出国後、2年以内 せいきゆう に請求のこと	だつたいいちじきんさい 脱退一時金裁 ていせいきゆうしよ こくみん 定請求書(国民 ねんきん こうせいねん 年金/厚生年 きん ほけん 金保険)	うつ さいご にほん しゅつこく ねんがっぴ しめい せい 1 パスポートの写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生 ねんがっぴ こくせき しよめい ざいりゆうしかく かくにん 年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ) ふりこみさき ぎんこうめい してんめい してん しよざいち こうざばんごう 2 振込先の「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」 およ せいきゆうしやほんにん こうざめいぎ かくにん しょ 及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書 るい ぎんこう はっこう しょうめいしよとう ぎんこう こうざしよめい 類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明 いん らん ぎんこう しょうめい う 印」の欄に銀行の証明を受けたもの) ねんきん てちよう 3 年金手帳



こうせいねんきん だつたいいちじきん がく

### ●厚生年金の脱退一時金の額

ひ ほけんしゃ きかん 被保険者期間	いちじきん がく しょうすうてんい か い みまんししゃごにゆう 一時金の額 小数点以下1位未満四捨五入
づき いじょう づき みまん 6 月以上12月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額(※1)×支給率(対象保険料率(※2)×50%×6)
づき いじょう づき みまん 12 月以上18月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×12)
づき いじょう づき みまん 18 月以上24月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×18)
づき いじょう づき みまん 24 月以上30月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×24)
づき いじょう づき みまん 30 月以上36月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×30)
づき いじょう 36 月以上	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×36)

※1 平均標準報酬額: へいきんひょうじゆんほうしゆうがく ひ ほけんしゃ きかん けいさん きそ かくげつ ひょうじゆんほうしゆうげつがく ひょうじゆんしやうよ がく そうがく  
とうがいひ ほけんしゃ きかん つきすう じよ え がく  
当該被保険者期間の月数で除して得た額。

※2 対象保険料率: たいしやう ほけんりやうりつ さいしゆうつき さいご ひ ほけんしゃ しかく そうしつ ひ ぞく つき ぜんげつ ぞく とし ぜん  
ねん がつ ほけんりやうりつ さいしゆうつき がつ がつ ばあい ぜんぜんねん がつ ほけんりやうりつ  
年10月の保険料率(最終月が1月から8月までの場合にあっては、前々年10月の保険料率)のことを、この  
ひょう べんぎてき い か  
表において便宜的に言い換えています。

しゅってん ちがさきし

出典: 茅ヶ崎市ホームページ